

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月11日
【会社名】	株式会社ダルトン
【英訳名】	DALTON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢澤 英人
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷左内町9番地
【電話番号】	03(3267)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 矢澤 明人
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区市谷左内町9番地
【電話番号】	03(3267)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 矢澤 明人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 346,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,650,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成22年3月11日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 本第三者割当の払込期日までに、割当予定先が当社に対し行う財務及び法務デュー・ディリジェンスにおいて、万が一、当社と割当予定先との資本業務提携を中止するに値すると合理的に判断される重大な問題が発見された場合、当社と割当予定先との資本業務提携について公正取引委員会から排除措置命令の通知を受領した場合等には、業務提携契約が解除されることがあります。払込期日前に業務提携契約が解除された場合、本第三者割当の払込みはなされません。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,650,000株	346,750,000	173,375,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	3,650,000株	346,750,000	173,375,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、173,375,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
95	47.5	1,000株	平成22年4月12日(月)	-	平成22年4月12日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとし、

4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ダルトン 管理本部	東京都新宿区市谷八幡町13番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 四谷支店	東京都新宿区四谷3丁目3番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
346,750,000	10,000,000	336,750,000

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.発行諸費用の内訳は、アドバイザー・フィー、弁護士費用及び登記費用その他諸費用で10,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的使途

上記差引手取概算額336,750,000円は、平成22年4月から6月にかけて、全額借入金返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社イトーキ
本店の所在地	大阪市城東区今福東1丁目4番12号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第59期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日) 平成21年3月27日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第60期第1四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日) 平成21年5月14日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第60期第2四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日) 平成21年8月13日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第60期第3四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日) 平成21年11月12日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、科学研究施設事業を中心とした事業を展開しておりますが、ここ数年における世界的な景気の低迷、設備投資意欲の低下により、業績及び財務体質は大変厳しい環境におかれるようになりました。こうした状況下、当社は、人員削減を始めとする販売管理費の削減及び売上原価の圧縮等による営業利益の確保と財務体質の改善を図ると同時に、将来に向けての更なる業容の拡大、特に海外における事業展開を考慮し、当社単独の展開にとどまらず、シナジー効果を共有しうる戦略的な業務提携について検討してまいりました。

株式会社イトーキは、当社と同様に科学研究施設事業も営んでおり、実験台をはじめ空調制御を組み入れたヒュームフード等、高い競争力を備えた商品群を備えており、かつ、業務提携において、当社の経営の自主性を尊重する方針であるということから、当社は、株式会社イトーキとの業務提携が最適であるとの結論に至り、資本業務提携契約の締結を決定するに至りました。

当社は、業務提携先である株式会社イトーキとの資本関係の構築により、一層の信頼関係を築き、相互に協力して研究施設機器業界におけるリーディングカンパニーを目指すことにより、双方の企業価値を高めることを企図して、株式会社イトーキを割当先とする本第三者割当をすることにいたしました。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社イトーキに割当ようとする当社普通株式の総数は、3,650,000株であります。

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である株式会社イトーキから、今回の当社株式の取得は、資本業務提携の一環として引き受けるものであり、中長期の保有方針である旨の説明を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社ジャスダック証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社イトーキの直近の有価証券報告書（平成21年3月27日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日提出）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みに要する資金の状況として問題はないと判断しております。

なお、本第三者割当の払込期日までに、割当予定先が当社に対し行う財務及び法務デュー・ディリジェンスにおいて、万が一、当社と割当予定先との資本業務提携を中止するに値すると合理的に判断される重大な問題が発見された場合、当社と割当予定先との資本業務提携について公正取引委員会から排除措置命令の通知を受領した場合等には、業務提携契約が解除されることがあります。払込期日前に業務提携契約が解除された場合、本第三者割当の払込みはなされません。

g 割当予定先の実態

株式会社イトーキは、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しており、暴力団等とは関係がないものと判断しております。また、株式会社イトーキから、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主な出資者が暴力団等とは一切関係がない旨の確認書を受領しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件の算定根拠

発行価額は、本第三者割当に係る取締役会発行決議日の前営業日までの3ヶ月間(平成21年12月11日から平成22年3月10日)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値85.03円を参考にして、1株95円(プレミアム11.7%)といたしました。これは、当社グループを取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当予定先との協議の結果、決定いたしました。

なお、第三者機関による意見は取得しておりませんが、この発行価額は、平成22年3月10日(取締役会決議日の前営業日)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値85円に対して11.8%のプレミアム、取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の終値の平均値85.63円に対して10.9%のプレミアム、同6ヶ月間の終値の平均値91.85円に対して3.4%のプレミアムとなり、いずれの期間におきましても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

上記の期間の平均値を採用した理由としては、昨今の不安定な株式市場や、当社株価の変動状況を考慮し、発行決議前日の終値という一時的な株価を基準とするよりは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とするほうが、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該発行価額は、日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する指針に準拠した方法により算定しております。また、これにより算定した発行価額については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

以上の内容につきましては、平成22年3月11日開催の取締役会において十分に検討し、出席取締役全員の賛成により決議されました。また、当社監査役より発行条件が特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により新株式が3,650,000株発行され、現在の当社の発行済株式総数6,947,438株の52.54%(本書提出日現在の議決権総数6,699個に対する比率は54.49%)となり、当社普通株式につき1株当たりの持分割合が希釈化することになります。

本第三者割当は、割当予定先との間の資本業務提携の一環として行うものであり、当該資本業務提携及び本第三者割当により、当社の経営及び財務基盤を安定させることが可能になることから、本第三者割当は、当社の企業価値向上に寄与し、中長期的な視点からは、当社の既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

(3) 発行決議後払込期日までの日数の必要性

本第三者割当に際し、独占禁止法第10条第2項及び第8項に基づき、割当予定先は当社普通株式の取得に先立ち公正取引委員会に株式の取得に関する計画の届出を行い、届出受理の日から30日を経過するまで(同条第9項に基づく報告等を求められた場合、30日を超える可能性があります。)は株式を取得してはならないことになっており、払込期日は、当該届出書受理日から30日を経過した日以降にする必要があります。

割当予定先は、平成22年3月9日に公正取引委員会に株式の取得に関する計画の届出を行い、同日付けで受理されましたので、平成22年4月12日を本第三者割当の払込期日にしております。

かかる払込期日までの間の市場における当社普通株式の株価変動の可能性は否定できませんが、本日現在当社が認識している重要事実につきましては、すでに公表しており、また、本日締結した資本業務提携に基づく取締役選任のために6月末日までに開催予定の臨時株主総会の基準日設定に係る法定手続きを除き、本日現在において、本第三者割当の払込期日までに株価変動を生じさせる可能性のある重要事実を決議する予定はございません。なお、当社の普通株式は平成22年1月4日以降82円乃至92円で推移しており、上記(1)発行条件の算定根拠に記載のとおり、取締役会決議の直前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の普通株式の終値の各平均値は、それぞれ85.63円、85.03円及び91.85円であり、本第三者割当の発行価額にプレミアムをのせることで対応しているものと考えます。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により新株式が3,650,000株発行され、現在の当社の発行済株式総数6,947,438株の52.54%（本書提出日現在の議決権総数6,699個に対する比率は54.49%）となり、当社普通株式は25%以上の希釈化が生じることになることから、本第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社イトーキ	大阪市城東区今福東1丁目4番12号	-	-	3,650	35.27
矢澤 英実	大阪府豊中市	799	11.93	799	7.72
矢澤 としゑ	東京都板橋区	487	7.27	487	4.71
矢澤 英人	東京都板橋区	469	7.00	469	4.53
矢澤 明人	東京都国立市	464	6.93	464	4.48
矢澤 瑞枝	大阪府豊中市	421	6.28	421	4.07
榛葉 千津子	東京都杉並区	368	5.49	368	3.56
エフジーシーエス エヌブイ トリーテイ アカウント タクサブル(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	206-214 HERENGRACHT AMST ERDAM THE NETHERLAND(東京都千代田区丸の内2丁目7番11号)	312	4.66	312	3.01
村口 和孝	東京都世田谷区	300	4.48	300	2.90
ダルトン従業員持株会	東京都新宿区市谷左内町9番地	256	3.82	256	2.47
計	-	3,879	57.86	7,529	72.72

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(第三者割当による新株式発行の目的及び理由)

当社は、昭和14年(1939年)の創業来、科学研究施設を事業の中心としており、全国の販売拠点に加え、業界で唯一メンテナンス会社を有するなど、一気通貫のサービス体制で確固たるブランド力を築き上げ、実験台関係ではトップシェアを誇っております。特に、昭和25年(1950年)には、国内で初めてユニット式の実験台及びドラフトチャンバーを開発、販売を始めました。当時、これらの製品は、建築現場で加工、組み立てから完成までを職人がおこなうことが主流でしたので、工場で製作され、現場で据え付けるだけによる工期短縮効果は市場に大変なインパクトを与えました。

その後、当社の研究施設部門は、国の科学技術予算の充実、日本経済の発展に伴う民間企業の研究開発予算の拡大とともに順調に業績を伸ばし、研究施設製品市場におけるパイオニアを標榜し、業容を拡大してまいりました。

しかしながら、ここ数年における世界的な景気の低迷による企業収益の減少や設備投資意欲の低下など、当社を取り巻く厳しい環境において、平成21年9月期末の連結純資産額は平成20年9月期末と比べ、約18%低下しており、現在の景気低迷の状況を勘案すると、当社の資金調達の大半を占める金融機関各社からの借り換えを含む新規資金の調達が困難になることも予想されることから、財務基盤の強化が必要不可欠なものとなっており、こうした状況下、当社は、人員削減を始めとする販売管理費の削減及び売上原価の圧縮等による営業利益の確保と財務体質の改善を図ってまいりました。

同時に、将来に向けての更なる業容の拡大を図るにおいて、特に海外における事業展開を考慮し、当社単独の展開にとどまらず、シナジー効果を共有しうる戦略的な業務提携について検討してまいりました。

株式会社イトーキは、明治23年(1890年)の創業以来、オフィス家具の製造販売を中心に事業を拡大し、充実した財務基盤に加え、現在は科学研究施設事業の売上規模は小さいものの、実験台をはじめ空調制御を組み入れたヒュームフード等、高い競争力を備えた商品群を備えております。そのため、当社は、シナジー効果を共有でき、加えて、業界を超えての知名度、存在

感を有する株式会社イトーキとの業務提携が最適であるとの結論に至り、当社と株式会社イトーキは資本業務提携契約を締結いたしました。そして、業務提携先である株式会社イトーキとの資本関係の構築により、一層の信頼関係を築き、将来的には両社の研究施設機器事業の統合を視野に入れ、相互に協力して研究施設機器業界におけるリーディングカンパニーを目指すことにより、双方の企業価値を高めることを企図して、株式会社イトーキを割当先とする本第三者割当をすることにいたしました。

当社と株式会社イトーキは資本業務提携契約を締結し、当社と株式会社イトーキの保有する技術力、開発力、商品力を融合させての将来におけるシナジー強化の検討を開始いたします。また、本第三者割当により払い込まれる資金を、借入金への返済に充当することにより、有利子負債の圧縮を図り、損益状況の改善と共に自己資本比率の改善に寄与し、新規の資金調達時における金融機関各社との交渉を有利にすることができ、経営の安定化に繋がるものと考えております。本第三者割当により、当社の事業構造の見直しを行い、早期の業績の回復、財務基盤の安定化、更なる企業価値及び株主価値を高めていく所存であります。

(調達する資金使途の合理性に関する考え方)

本第三者割当により調達する資金は、借入金返済に充当することにより、有利子負債の圧縮を図り、損益状況の改善と共に自己資本比率の改善に寄与することに加え、当該自己資本比率の改善によって当社グループが、年間を通じて行う借り換え等を含む金融機関各社からの新規資金調達の交渉を有利にすることができ、経営の安定化に繋がるものと考えております。この調達により、財務基盤の安定化、ひいては企業価値及び株主価値の向上に寄与すると見込まれるため、当該資金使途には合理性があるものと判断いたしております。

(企業行動規範上の手続き)

本第三者割当による発行新株式数3,650,000株に係る議決権数3,650個は、現在の総議決権数6,699個に対する比率の54.49%に相当し、株式の希薄化が生じます。そのため、株式会社ジャスダック証券取引所の上場会社の企業行動に関する規範に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することになっています。

当社は、本第三者割当の必要性及び相当性について、独立した第三者である第三者委員会からの意見を入手することいたしました。第三者委員会の構成は、いずれも当社経営から一定程度独立した第三者である西村勝秀氏(公認会計士)、四ノ宮孝義氏(社外監査役)及び塗師芙美子氏(公認会計士)の3委員です。(委員長には互選により西村氏が就任。)

当社は、第三者委員会に対して、本第三者割当に関する事項(発行の目的及び理由、調達資金の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、業績への影響の見通し)、並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関し、詳細に説明を行いました。

当該第三者委員会の審議結果の報告書は、平成22年3月10日付で当社に提出され、当社の事業内容、事業環境及び現在の状況を鑑みると、国内市場での厳しい環境変化及びグローバルレベルの市場変化に積極的に対応するため、シナジーを發揮して新規未開拓市場への進出を果たせるような戦略的提携が必要であり、本資本業務提携により販売機会の拡大や、新規市場の開拓、並びに財務体質改善による対顧客信頼度が高まる等のメリットがあること、本件発行価額(95円)は、決議日前日の終値(85円)に対して11.8%のプレミアム、決議日前日から遡った1ヶ月平均の終値(85.63円)に対して10.9%のプレミアム、3ヶ月平均の終値(85.03円)に対して10.9%のプレミアム、6ヶ月平均の終値(91.85円)に対して3.4%のプレミアムとなっており、いずれの価額をも上回っていること、本件増資により、株式の希薄化が生じることとなるものの、当社の置かれている状況を鑑みるに、早期の財務体質の改善が必要不可欠であり、今回調達を予定している資金が、全額借入金返済に充当されることに伴い、各金融機関からの資金調達も有利になることが予想され、安定的な会社運営に繋げる上で、妥当な希望であると判断できることを勘案し、本第三者割当については、その必要性及び合理性(相当性)並びに発行価額の妥当性が認められるとの意見を入手しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第64期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に
おいて、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成22年3月10日提出臨時報告書）

当社は、平成22年3月9日の取締役会において、下記のとおり代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品
取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、平成22年3月10日に
臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（1）新たに代表取締役に就任する者

氏名 （生年月日）	役職名		就任予定年月日	所有株式数（千株）
	新役職名	旧役職名		
矢澤 英実 （昭和24年9月21日）	代表取締役社長	専務取締役	平成22年6月4日	799

（注）所有株式数については、提出日現在で記載しております。

新たに代表取締役に就任する者の主要略歴

矢澤 英実 昭和49年3月 甲南大学経済学部卒業

昭和49年4月 当社入社

平成2年3月 取締役大阪支社情報企画部長

平成10年1月 常務取締役

平成17年7月 専務取締役西日本本部長

平成17年12月 (株)昭和化学機械工作所取締役（現任）

平成18年12月 不二パウダル(株)代表取締役社長

平成19年10月 専務取締役粉体機械事業部長（現任）

平成21年12月 不二パウダル(株)代表取締役会長（現任）

(2) 代表取締役を退任する者

氏名 (生年月日)	役職名		退任予定年月日	所有株式数(千株)
	新役職名	旧役職名		
矢澤 英人 (昭和20年10月17日)	取締役会長	代表取締役社長	平成22年6月4日	469
矢澤 明人 (昭和20年10月17日)	-	代表取締役副社長	平成22年6月4日	464

(注) 所有株式数については、提出日現在で記載しております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第64期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年3月11日）までの間に変更が生じており「事業等のリスク」として、次のとおり追記いたします。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年3月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(本第三者割当の払込みについて)

本第三者割当の払込期日までに、割当予定先が当社に対し行う財務及び法務デュー・ディリジェンスにおいて、万が一、当社と割当予定先との資本業務提携を中止するに値すると合理的に判断される重大な問題が発見された場合、当社と割当予定先との資本業務提携について公正取引委員会から排除措置命令の通知を受領した場合等には、業務提携契約が解除されることがあります。払込期日前に業務提携契約が解除された場合、本第三者割当の払込みはなされません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第64期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第65期 第1四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月19日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柏寄 周弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社ダルトン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柏寄 周弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年1月22日に第6回無担保社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月22日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 柏寄 周弘 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 浅岡 伸生 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは売上高の継続的な減少に伴い273,913千円の当期純損失を計上し、短期有利子負債が828,439千円増加した結果、新たな資金調達に困難性が認められる状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダルトンの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ダルトンが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

株式会社ダルトン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柏寄 周弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当第1四半期では経費削減効果により営業損失幅が改善しているものの、引き続き新たな資金調達の困難性が認められる状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月19日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柏寄 周弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトンの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月1日に連結子会社である株式会社北海道ダルトンを吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 柏寄 周弘 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトンの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は売上高の継続的な減少に伴い229,434千円の当期純損失を計上し、短期有利子負債が816,640千円増加した結果、新たな資金調達に困難性が認められる状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。